

「彩のきずな」デザイン等使用管理要領

平成30年3月28日
埼玉県農林部

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県に商標権及び著作権が帰属する「彩のきずな」のシンボルマーク、ロゴタイプ、ブランドコピー及びパッケージデザイン等（以下「デザイン等」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

(使用許可及び管理を行う機関)

第2条 デザイン等の使用許可及び管理は、埼玉県が行う。

(使用権限)

第3条 デザイン等は、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 米穀販売業者等が「彩のきずな」精米の販売のため米袋に使用するとき。
- (2) その他、「彩のきずな」の認知度向上のため米袋以外に使用するとき。

(表示)

第4条 前条の規定によるデザイン等の使用においては、別記「彩のきずなロゴマニュアル」（以下「マニュアル」という。）を遵守するものとする。

- 2 前条（1）の場合は、原則としてマニュアルに定めた米袋用統一デザインを使用するものとする。

(使用の申請)

第5条 第3条（1）の目的でデザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ埼玉県農林部生産振興課長（以下「生産振興課長」という。）に対して「彩のきずな」デザイン等使用申請書（米袋用）（別記様式1-1）を提出しなければならない。

- 2 第3条（2）の目的でデザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ生産振興課長に対して「彩のきずな」デザイン等使用申請書（別記様式1-2）を提出しなければならない。

- 3 前2項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の手続きを省略することができる。

- (1) 報道機関がデザイン等を報道の目的で使用するとき。
- (2) その他、生産振興課長が必要と認めたとき。

(使用の許可)

第6条 生産振興課長は、前条の規定による申請があったときは、次の審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は「彩のきずな」デザイン等使用許可書（別記様式2）

により、デザイン等の使用の許可をするものとする。

- (1) デザイン等の使用が、マニュアルに合致していないと認められるとき。
 - (2) デザイン等の使用が、「彩のきずな」のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。
 - (3) デザイン等の使用が、「彩のきずな」の品質を誤認させ、又は誤認させる恐れがあると認められるとき。
 - (4) デザイン等の使用が、他のデザインとの混同を生じさせ、又は混同を生じさせる恐れがあると認められるとき。
 - (5) デザイン等の使用が、法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認められるとき。
 - (6) デザイン等が、宗教的行事、政治活動等に使用させる恐れがあると認められるとき。
 - (7) デザイン等を使用しようとする者が、次のいずれかに該当すると認められるとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）。
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与している者。
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者。
 - (8) その他、デザイン等の使用が、適当でないと認められるとき。
- 2 生産振興課長は、前条の規定による申請が前項の審査基準のいずれかに該当する場合は、「彩のきずな」デザイン等使用不許可書（別記様式3）により、デザイン等の使用の不許可をするものとする。
- 3 生産振興課長は、第1項の規定によるデザイン等の使用の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

（使用許可の期間）

第7条 使用許可の期間は、使用許可の日から起算して3年以内とする。

- 2 使用許可の期間が満了する場合に引き続きデザイン等を使用しようとするときは、改めて第5条に規定する使用の申請を行い、使用許可を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第8条 第6条に基づきデザイン等の使用許可を受けた者（以下「デザイン等使用者」という。）は、デザイン等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 米穀の包装を目的に使用する場合は、『彩のきずな』統一米袋使用ガイドラインに規定する使用基準を満たさない米穀を、デザイン等を使用した米袋に包装しないこと。
- (2) 使用許可を受けた目的以外の目的に使用しないこと。
- (3) 関係法令を遵守すること。
- (4) デザイン等の使用に関する事故、苦情等について、誠意をもってその責任の下に必要な措

置を講じること。

(5) 埼玉県がデザイン等の使用に関し調査を行う場合は、調査に協力すること。また、埼玉県が商品及びその他資料の提出を求めたときには、求めに応じること。

(6) デザイン等の使用に当たり、故意または過失により埼玉県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を埼玉県に賠償すること。

(適正使用の確保)

第9条 埼玉県は、デザイン等の使用状況について、デザイン等使用者に対し、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用許可の変更)

第10条 デザイン等使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じる場合は、「彩のきずな」デザイン等使用許可変更申請書（別記様式4）を、必要な書類を添えて生産振興課長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。

2 生産振興課長は、前項の規定による変更申請書が提出されたときは、第6条の規定を準用して、改めてその内容を審査し、使用許可又は使用不許可をするものとする。

(使用の実績)

第11条 第3条（1）の目的でデザイン等の使用許可を受けた者は、毎年10月までに、当該精米の取扱実績を、「彩のきずな」デザイン等使用精米販売実績報告書（別記様式5）により生産振興課長に報告するものとする。

(使用の中止)

第12条 デザイン等使用者は、使用許可の期間が満了する前にデザイン等を使用しなくなった場合は、「彩のきずな」デザイン等使用中止届（別記様式6）を、必要な書類を添えて生産振興課長に提出しなければならない。

(使用許可の取消し)

第13条 埼玉県は、デザイン等使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) デザイン等使用者がこの要領の規定に違反したとき。

(2) デザイン等使用者が第6条第1項に規定する使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。

2 生産振興課長は、前項の規定により使用許可を取り消す場合は、「彩のきずな」デザイン等使用許可取消書（別記様式7）により使用許可を取り消すものとする。

3 第1項の規定により使用許可が取り消しになった者は、使用許可の取消し後に、使用許可を受けた商品等を使用してはならない。

(責任の制限)

第14条 前条の規定により使用許可を取り消した場合に、デザイン等使用者に損害が生じたときは、埼玉県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

2 デザイン等使用者が、デザイン等の使用又はデザイン等を付した商品の瑕疵によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、埼玉県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(デザイン等使用者の公表)

第15条 埼玉県は、デザイン等使用者がデザイン等を「彩のきずな」の販売のため米袋に使用する場合は、デザイン等使用者に関する次の事項を公表するものとする。

(1) 使用許可の日。

(2) 使用許可番号。

(3) デザイン等使用者の氏名。

(4) デザイン等の使用が中止され、又は使用許可が取り消されたときは、その理由。

2 埼玉県は、前項の規定による公表に伴い、デザイン等使用者に不利益が生じたとき、その補償の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定による公表の手段は、埼玉県ホームページにより行う。

(使用料)

第16条 デザイン等の使用料は、無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第17条 デザイン等使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することはできない。

(その他)

第18条 この要領に規定するもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、埼玉県が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年3月28日から施行する。

別記様式 1 - 1 (第 5 条関係)

「彩のきずな」デザイン等使用申請書 (米袋用)

年 月 日

埼玉県農林部生産振興課長

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) ㊞
担当者名：
電話番号：
E-mail：

「彩のきずな」デザイン等使用管理要領第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、使用に当たっては、「彩のきずな」デザイン等使用管理要領の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 申請者 (法人、団体)

- 2 使用目的 (米穀の販売、米袋の販売など)

- 3 米穀の仕入れ先 [予定]
名称 () 住所 ()
※米袋の販売の場合は記入不要

- 4 使用する形態 (該当する番号に○を付けること。)
(1) 彩のきずなロゴマニュアルに示した米袋用統一デザインを使用し米袋を製作

(2) 彩のきずなロゴマニュアルに示した米袋用統一デザインに文字を入れる等の加工をして使用し米袋を製作
※使用するデザインの見本 (実物又は写真、図案等) を必ず添付すること。

- 5 その他特記事項

別記様式 1 - 2 (第 5 条関係)

「彩のきずな」デザイン等使用申請書

年 月 日

埼玉県農林部生産振興課長

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) ㊞
担当者名：
電話番号：
E-mail：

「彩のきずな」デザイン等使用管理要領第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、使用に当たっては、「彩のきずな」デザイン等使用管理要領の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 申請者 (法人、団体)
- 2 使用目的 (品目・イベント名など)
- 3 使用する形態
※使用する資材、商品等の見本 (実物又は写真、図案等) を必ず添付すること。
- 4 使用数量
- 5 その他特記事項

別記様式2（第6条関係）

生振第 号
年 月 日

（申請者）様

埼玉県農林部生産振興課長（公印省略）

「彩のきずな」デザイン等使用許可書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり使用を許可します。
なお、使用に当たっては、「彩のきずな」デザイン等使用管理要領の規定を遵守してください。

記

- 1 申請者
- 2 使用許可番号
- 3 使用目的
- 4 使用する形態
- 5 その他特記事項

別記様式3（第6条関係）

生振第 号
年 月 日

（申請者）様

埼玉県農林部生産振興課長（公印省略）

「彩のきずな」デザイン等使用不許可書

年 月 日付けで申請のあった「彩のきずな」デザイン等使用申請について、下記の理由により不許可としたので通知します。

記

不許可の理由

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、生産振興課長に対して不服申立てをすることができます。

別記様式4（第10条関係）

「彩のきずな」デザイン等使用許可変更申請書

年 月 日

埼玉県農林部生産振興課長

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) ㊞
担当者名：
電話番号：
E-mail：

年 月 日に使用許可を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、「彩のきずな」デザイン等使用管理要領第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可された形態
- 3 変更する事項
※ 使用許可書の写しを必ず添付すること。
※ 形態を変更する場合は、変更後の商品等の見本（実物又は写真、図案等）を必ず添付すること。
- 4 変更の理由
- 5 その他特記事項

別記様式5（第11条関係）

「彩のきずな」デザイン等使用精米販売実績報告書

年 月 日

埼玉県農林部生産振興課長

住 所：（法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地）
氏 名：（法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
担当者名：
電話番号：
E-mail：

年 月 日に使用許可を受けた「彩のきずな」デザイン等について、下記のとおり使用実績を報告します。

記

販売期間	年 月 日 ～ 年 月 日
年間販売数量	
販売地域	
主な販売先 （該当に○）	1 量販店（ ） 2 一般精米店（ ） 3 直売所（ ） 4 その他（ ）

別記様式6（第12条関係）

「彩のきずな」デザイン等使用中止届

年 月 日

埼玉県農林部生産振興課長

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) ㊞
担当者名：
電話番号：
E-mail：

年 月 日に使用許可を受けた「彩のきずな」デザイン等の使用を中止するので、「彩のきずな」デザイン等使用管理要領第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可された形態
- 3 使用中止の理由
- 4 その他特記事項

別記様式7（第13条関係）

生振第 号
年 月 日

（申請者）様

埼玉県農林部生産振興課長（公印省略）

「彩のきずな」デザイン等使用許可取消書

年 月 日付けで使用許可した「彩のきずな」デザイン等使用許可について、下記の理由により取り消します。

記

取消しの理由